

# 令和2年度第2回寒川町下水道運営審議会 会議次第

|     |                            |
|-----|----------------------------|
| 日 時 | 令和2年11月25日（水）<br>午前9時00分から |
| 場 所 | 町民センター展示室1                 |

## 1 開 会

## 2 議 題

（1）議事録承認委員の選出について

## 3 報 告

（1）経営戦略について

## 4 その他

# 寒川町公共下水道事業経営戦略（概要版）

## 1.経営戦略策定の目的

人口減少、施設老朽化等、公営企業の経営環境が厳しさを増す中、下水道サービスを持続的・安定的に提供していくために、経営基盤強化と財政マネジメントの向上に取り組むことが必要。

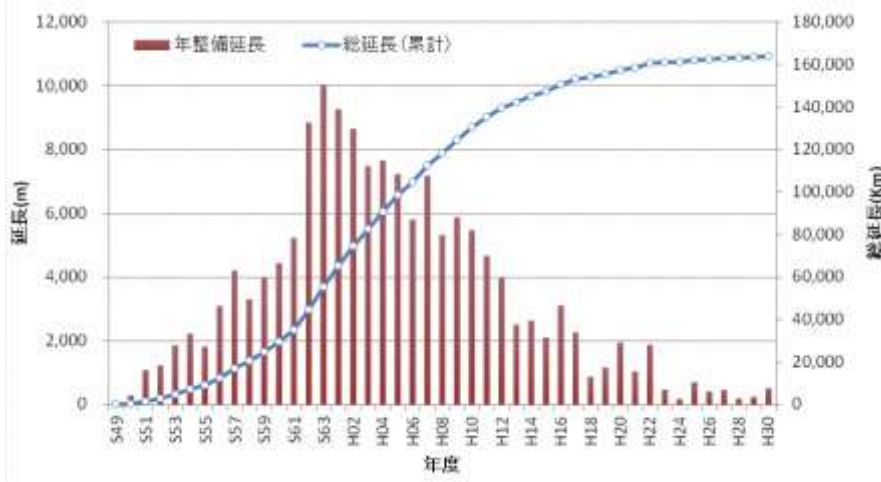
今後の経営環境の変化に対応するため、下水道サービスを持続的・安定的に提供していくための中長期的な経営の基本計画として、「寒川町公共下水道事業経営戦略」を策定するものです。

◎ 計画期間は 2021（令和 3 年）～2030（令和 12 年）の 10 年間

## 2.下水道事業の現状と課題

寒川町の公共下水道は、相模川流域下水道に接続する流域関連公共下水道として、昭和 49 年度に整備を開始、昭和 59 年 4 月に供用を開始しました。

### （1）管渠整備の状況



◎整備率（平成 30 年度末）

| 全体計画区域 |             |        |
|--------|-------------|--------|
| 923ha  |             |        |
| 整備済み   |             |        |
| 污水管    | 767ha（約83%） | 約146km |
| 雨水管    | 532ha（約58%） | 約17km  |

◎污水普及率（平成 30 年度末）

処理人口 45,256人（行政人口48,581人）  
普及率 93.2%

- 下水道事業は、污水私費（使用料）、雨水公費（税金）の負担原則により、事業の経費を賄っています。
- 使用料金について経費回収率※は約 75%（相模川流域関連市町平均 101.1%）です。  
その差額は一般会計からの繰入金（下水道を使用していない方も支払っている税金）により補てんしています。  
本来賄うべき使用料の水準について、検討する必要があります（図 2）。

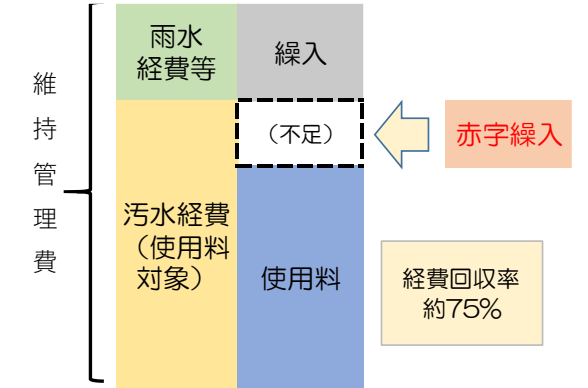


図 2 経費と使用料

※ 1㎡あたり 150円基準（総務省）に対する使用料単価の割合（寒川町約 113 円/㎡）。  
収納率（H30/約 99%）とは異なります。



図 3 一般会計繰入金の推移

- 一般会計繰入金は、近年は利子償還の減少に伴い減少傾向です。しかし、今後施設の維持管理費の増加が予定されることから、使用料の見直しなど繰入金の適正化が必要です（図 3）。

■収益確保について■ 近隣市町と比べても現状の財政基盤が弱いといえます。  
独立採算を原則とした企業経営を行うために、合理的な収益改善の取組みが求められます。

- 借入残高は平成 30 年度末で約 61 億円。  
平成 27 年度に比べ約 7 億円減少しました。（図 4）。

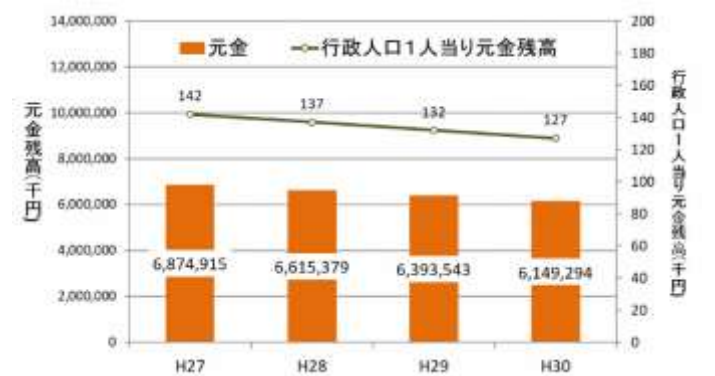


図 4 借入残高

■企業債発行■ 将来世代への負担と財政が均衡するよう注視する必要があります。

## 3.経営の基本方針

### 基本方針

|                |                      |
|----------------|----------------------|
| I.快適な暮らしの実現    | 健康で快適な生活環境と広域的な水質保全  |
| II.安全で安心なまちづくり | 非常時における対策を策定し実施      |
| III.事業継続性の確保   | 計画的な改築を行い、また健全な下水道経営 |
| IV.水資源の循環      | 雨水浸透施設の整備            |

### （2）経営の状況

- 下水道使用料は、水洗化人口の増加を受け緩やかですが増加傾向が継続しています。  
ただし今後は人口の減少や節水の影響により使用水量の緩やかな減少が予想されるため、料金収入も減少に転じることが考えられます（図 1）。



図 1 使用料金の推移

## 4.投資計画

本経営戦略では、主な事業について投資額を以下のように整理しました（図5 支出グラフ）。

- **改築更新事業**：ストックマネジメント計画に基づき、下水道管等の改築更新事業を実施して行きます。
- **耐震化事業**：避難所等からの排水を受け持つ下水道管等についての耐震化を進めます。
- **雨水整備事業**：現在事業実施中の排水区を対象に整備を進めていきます。

### 【ストックマネジメント計画による効率的な施設管理】

下水道を持続的安定的に利用できるように、効率的な施設管理を進めていきます。

## 5. 投資・財政計画

### (1) 下水道使用料金

今後は経費回収率を100%とするために、令和3年度に約6%、その後令和7年度に約26%の2段階での使用料改定を検討します（図5・6）。検討にあたっては社会情勢や使用者への負担などの要素を踏まえ、慎重に進めてまいります。

### (2) 一般会計繰入金

今後の繰入額は、使用料金改定による収入増（前掲、図2の赤字不足分）を見込むと、赤字繰入以外も含めた全体額で現況（平成30年度実績、約4.7億円）以下で推移することが予想されます（図6）。

### (3) 将来収支について

将来収支のイメージ図を次のとおりまとめます（図5）。

ストックマネジメント計画に基づく維持管理費の増加に対し、本来まかなうべき料金改善を図り、将来に向けた経営基盤の安定を図ります。

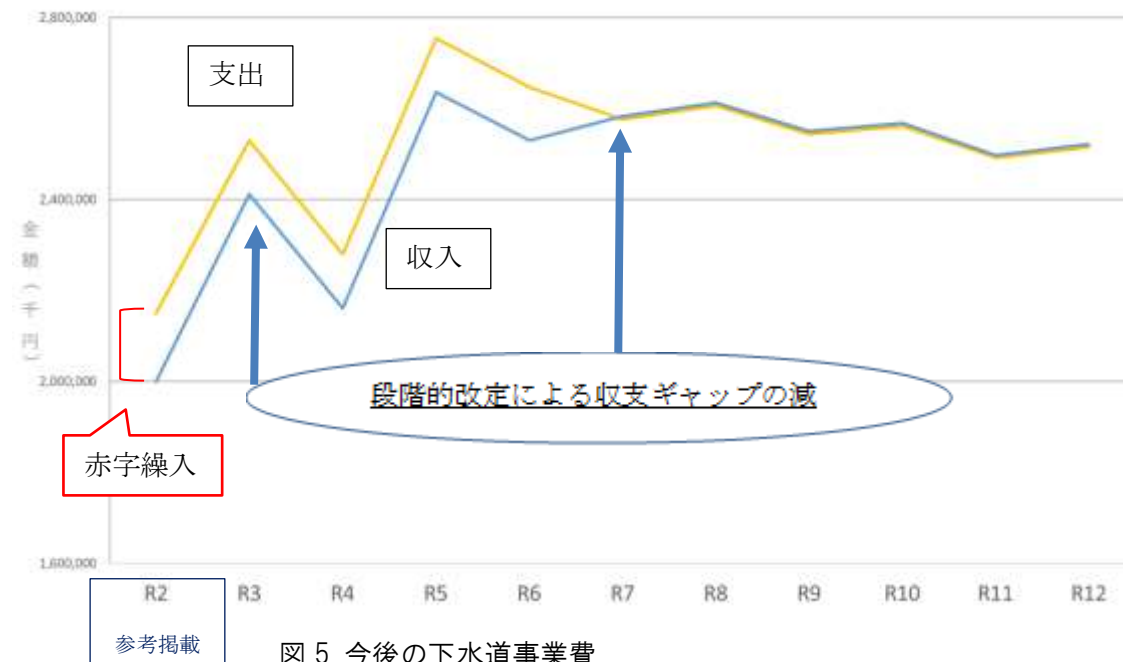


図5 今後の下水道事業費

**【財政基盤の強化】**一般会計からの補てんに頼らないことはもとより、経費節減や普及率の向上、使用料金の適正化に努めてまいります。

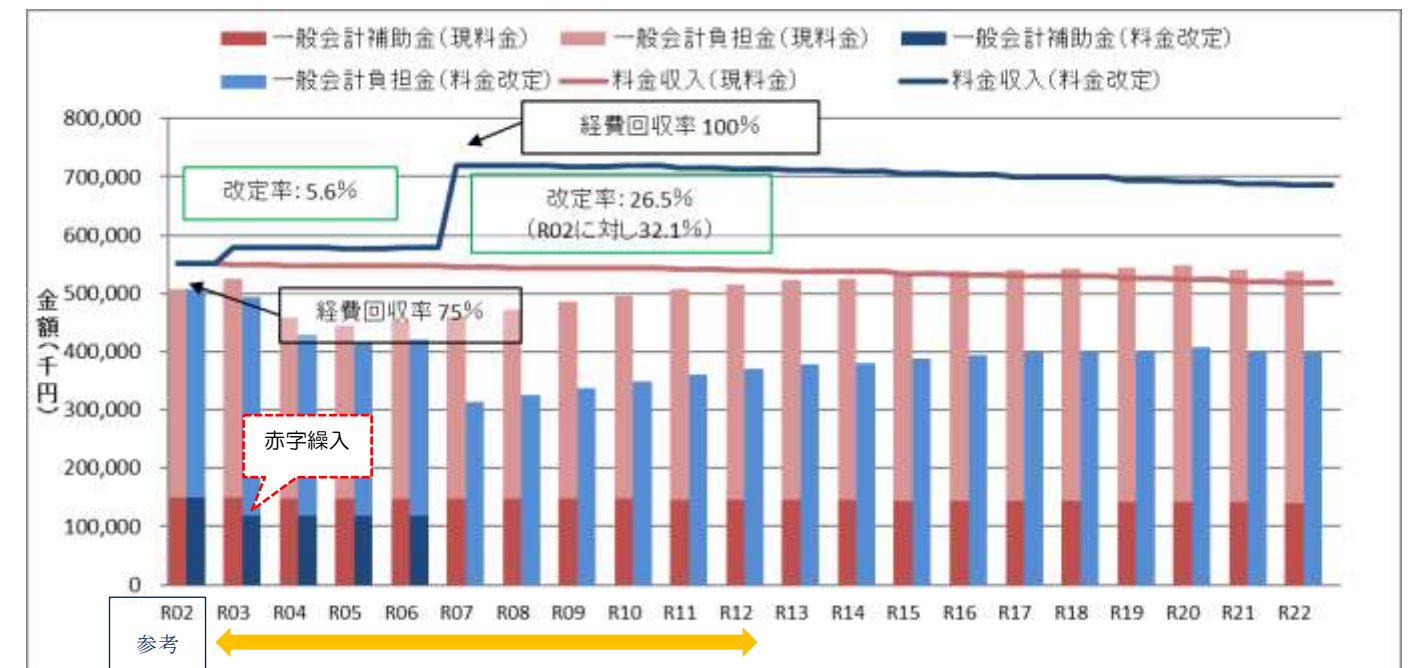


図6 一般会計繰入金と下水道使用料

### (4) 企業債

#### ➤ 借入額

改築更新事業により令和3・5年度に6億円まで増加。その後は約4.5億円ではほぼ一定。

#### ➤ 借入残高

令和2年度時点で約56億円ですが、改築更新等に伴う借入が増加することから、将来負担が必要最小限となるように努めます。（図7）。



図7 借入、残高の推移

**【将来負担の削減】**将来負担が過度とならないように発行の平準化を図ります。

## 6. 効率化・経営健全化の取組

- **人材に関して**、今後は建設、維持管理、経営等幅広い知識が必要となることから、各種研修会に積極的に参加し、職員の育成、技術の継承、資質の向上に努めます。
- **広域化・共同化について**は、近隣自治体と下水道管等の維持管理における可能性を検討していきます。
- **情報公開については**町のホームページにおいて、経営状況等について公表していきます。

## 7. 経営戦略の事後検証

この経営戦略の進捗管理は各年度末及び決算時に行い、中間見直しを令和7年度までに行います。

また、経営戦略の進捗状況が大きく乖離した場合や投資、財政の条件が大幅に変更となった場合には、途中年度においても見直しを行います。

## 8. まとめ

今後の下水道事業は、人口減少社会の到来による使用料収入の減少が危惧される中、過去に建設した大量の施設更新が求められる等、経験したことない厳しい経営環境となることが予想されます。このような状況の中、一般会計からの多額の補助金に頼らず、継続して安定したサービスを提供するために、今後は適正な料金収入を確保することで、経営基盤の強化と効率的で安定した下水道経営を目指します。

<旧案> S M計画に必要な最低限の額を4年ごとに設定。

新総合計画（R3~R22）目標期間内で経費回収率100%達成を目指す。

5  
回

| 10%税込            |      |                 | 現在      |   | R3年<br>5.6%     |   | R7年<br>6.7%     |   | R11年<br>6.6%    |   | R15年<br>6.6%    |   | R19年<br>6.6%    |
|------------------|------|-----------------|---------|---|-----------------|---|-----------------|---|-----------------|---|-----------------|---|-----------------|
| 2<br>か<br>月      | 一般家庭 | 1~2人世帯<br>25㎡   | 2,456   | → | 2,603<br>6.0%   | → | 2,766<br>6.3%   | → | 2,919<br>5.5%   | → | 3,089<br>5.8%   | → | 3,252<br>5.3%   |
|                  |      | 3~4人世帯<br>60㎡   | 6,333   | → | 6,734<br>6.3%   | → | 7,150<br>6.2%   | → | 7,517<br>5.1%   | → | 7,979<br>6.1%   | → | 8,395<br>5.2%   |
| 2<br>事<br>業<br>者 |      | 中口排水者<br>500㎡   | 81,265  | → | 85,934<br>5.7%  | → | 91,498<br>6.5%  | → | 96,529<br>5.5%  | → | 102,183<br>5.9% | → | 107,635<br>5.3% |
|                  |      | 大口排水者<br>1,000㎡ | 183,345 | → | 193,954<br>5.8% | → | 206,558<br>6.5% | → | 218,079<br>5.6% | → | 230,333<br>5.6% | → | 242,827<br>5.4% |

<変更案> R3及びR7の2回を設定。赤字繰入の早期解消を目指す。

1回目は社会情勢等を勘案し上記1回目の「5.6%」を、4年後に「26.5%」を予定する。

2  
回

| 10%税込            |      |                 | 現在      |   | R3年<br>5.6%     |   | R7年<br>26.5%     |
|------------------|------|-----------------|---------|---|-----------------|---|------------------|
| 2<br>か<br>月      | 一般家庭 | 1~2人世帯<br>25㎡   | 2,456   | → | 2,603<br>6.0%   | → | 3,252<br>24.9%   |
|                  |      | 3~4人世帯<br>60㎡   | 6,333   | → | 6,734<br>6.3%   | → | 8,395<br>24.7%   |
| 2<br>事<br>業<br>者 |      | 中口排水者<br>500㎡   | 81,265  | → | 85,934<br>5.7%  | → | 107,637<br>25.3% |
|                  |      | 大口排水者<br>1,000㎡ | 183,345 | → | 193,954<br>5.8% | → | 242,827<br>25.2% |



## 経費回収率の状況

神奈川県市町別(H30)

|    | 順位  | 都市名  | 経費回収率 | 普及率  |
|----|-----|------|-------|------|
| 平均 | 1   |      | 135.0 | 99.9 |
|    | 2   |      | 130.3 | 97.5 |
|    | 3   |      | 122.6 | 99.5 |
|    | 4   |      | 122.3 | 95.9 |
|    | 5   |      | 119.7 | 95.6 |
|    | 6   |      | 111.3 | 96.8 |
|    | 7   |      | 107.8 | 96.7 |
|    | 8   |      | 107.1 | 97.8 |
|    | 9   |      | 106.2 | 54.8 |
|    | 10  |      | 104.0 | 89.4 |
|    | 11  |      | 101.7 | 67.8 |
|    | 12  |      | 100.0 | 17.6 |
|    | 13  |      | 98.6  | 76.8 |
|    | 14  |      | 98.6  | 93.5 |
|    | 15  |      | 98.5  | 87.6 |
|    | 16  |      | 97.4  | 95.7 |
|    | 17  |      | 96.4  | 82.8 |
|    | 18  |      | 94.4  | 88.2 |
|    | 19  |      | 90.8  | 77.8 |
|    | 20  |      | 90.8  | 90.8 |
|    | 21  |      | 87.3  | 91.2 |
|    | 22  |      | 83.9  | 73.4 |
|    | 23  |      | 83.8  | 94.3 |
|    | 24  |      | 83.0  | 79.2 |
|    | 25  |      | 82.5  | 82.5 |
|    | 26  |      | 81.2  | 97.8 |
|    | 27  |      | 76.6  | 90.3 |
| 28 | 寒川町 | 75.7 | 93.2  |      |
| 29 |     | 74.6 | 34.4  |      |
| 30 |     | 73.8 | 74.3  |      |
| 31 |     | 68.4 | 100.0 |      |
| 32 |     | 61.4 | 82.6  |      |
| -  |     | -    | -     |      |

|        |      |
|--------|------|
| 32市町平均 | 95.8 |
| 普及率    | 84.2 |

※相模川流域市町のみ(H30)

[illegible]

|        |       |
|--------|-------|
| 平均12市町 | 101.1 |
| 普及率    | 92.0  |

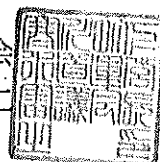
|           |      |
|-----------|------|
| 全国平均(H28) | 95.8 |
| 普及率       | 78.3 |



平成24年10月31日

寒川町長 木村俊雄 様

寒川町下水道運営審議会  
会長 古山大二



寒川町公共下水道使用料の見直しについて（答申）

平成24年6月27日付け寒下第60号で諮問のあった標記の件について、当審議会において慎重に審議を行った結果、次のとおり答申します。

公共下水道は、町民の暮らしの中で生じた汚水をきれいな水に戻したり、雨水を排除して街を浸水から防ぐなど、私たちの生活に欠くことのできない重要な都市施設です。

当町では、都市化の進行と水洗化に対するニーズに対応するため、昭和50年から積極的な整備促進に取り組んでまいりました。

しかし、短期的かつ集中的な整備を実施してきたことなどから、町債未償還残高は依然として高い水準にあるほか、施設の老朽化対策や耐震化等の機能維持を図るための措置が必要となるため、計画的な事業運営と、経営の健全化が急務となっています。

公共下水道事業は地方財政法上の公営企業とされ、経営の基本的考え方は独立採算制を原則としておりますが、平成22年度における汚水処理費の下水道使用料による経費回収率は75.5%に留まり、不足分は一般会計からの繰入金で補っている現状です。

しかしながら、一般会計も景気低迷による法人税の減収や固定資産税の減収により基準財政収入額が減少し、33年ぶりに普通交付税の交付団体へと転じるなど厳しい財政事情の中で繰入金の抑制が求められています。そうしたことから継続的に事業が行えるよう、経費節減等の経営努力と接続促進の向上を推進しつつも、経営の健全化、安定化に向け、適正な受益者負担の観点からも、下水道使用料の改定はやむを得ないことと判断したものであります。

以上のことを踏まえ、当審議会では、持続的に適正な下水道運営を実施して行くために、本町の第5次行政改革大綱・実施計画や近隣自治体の状況等を鑑み、平均改定率9.50%となる改定を別表のとおり答申いたします。

また、算定期間は、平成25年から平成27年の中期経営計画を基とし、改定期については平成25年4月から適用することが適当と考えます。

なお、今回の諮問事項に対する答申は上記のとおりですが、委員会における審議経過を踏まえ、次のとおり意見を付すこととしましたので、今後における事業運営にあたり配慮してください。

#### 付帯意見

##### (1) 下水道事業の経営について

公共下水道使用料は、下水道事業経営を円滑に経営するための根幹を構成するものであり、使用料体系のあり方については、下水道に求められる役割や経営の効率化、経費負担の明確化を常に検証し、定期的な使用料の見直しを含め、より一層の経営努力を行うことに努められたい。

また、公共下水道事業のような施設型事業は、経費に占める資本費（整備に係る償還金）の割合が高くなるため、財政の健全化のためには、町債未償還残高の通減に向けて、事業の優先順位や効率的な整備に留意しながら、下水道未普及地域の解消に努められたい。

##### (2) 町民への説明について

公共下水道は、生活環境の改善や水環境の保全を図るうえで、大きな役割を果たしているため、下水道事業の重要性について町民や企業の理解と関心を深めることを目的とした啓発活動を推進し、事業運営の透明性を図ることに努められたい。

##### (3) 接続促進の向上について

下水道事業の投資効果をより高めるため、下水道未接続者への戸別訪問等の接続要請活動を更に強化し、未接続者の減少に努められたい。

##### (4) 公営企業会計の導入について

将来の下水道施設の改築更新や維持管理に係る費用を適確に把握するとともに、負担区分の明確化、資産の把握等、安定的に事業を継続し、企業経営を構築するひとつの手法として、地方公営企業法の適用について積極的に取り組み、複式簿記や発生主義による企業会計方式の調査研究に努められたい。

以上

(別表)

1月当たりの公共下水道使用料表

| 区 分        | 基本料金              |      | 超過料金                          |                     |
|------------|-------------------|------|-------------------------------|---------------------|
|            | 排水量               | 使用料  | 排水量                           | 使用料<br>(1立方メートルにつき) |
| 一般汚水       | 8立方メートル以下の分       | 707円 | 8立方メートルを超え<br>20立方メートル以下の分    | 91円                 |
|            |                   |      | 20立方メートルを超え<br>50立方メートル以下の分   | 108円                |
|            |                   |      | 50立方メートルを超え<br>100立方メートル以下の分  | 142円                |
|            |                   |      | 100立方メートルを超え<br>200立方メートル以下の分 | 160円                |
|            |                   |      | 200立方メートルを超え<br>300立方メートル以下の分 | 176円                |
|            |                   |      | 300立方メートルを超え<br>500立方メートル以下の分 | 188円                |
|            |                   |      | 500立方メートルを超える分                | 205円                |
| 公衆浴場<br>汚水 | 排水量 1立方メートルにつき 5円 |      |                               |                     |